

令和7年12月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和7年12月15日（月） 午後1時00分～午後2時15分

2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

3. 出 席 者 教育長及び委員

教育長 廣部 昌弘

委 員 渡部 佳子

委 員 豊田 雅之

委 員 中島 緑

委 員 中村 和人

職 員

教育部長 曽田 智生

教育部次長兼教育総務課長 亀田 聰史

教育部部参事兼学校教育課長 上田 真里

学校給食課長 佐川 純子

生涯学習課長 鈴木 玲子

文化課文化芸術振興係長 平野 佐知恵

まなび支援センター所長 難波 秀和

学校給食センター所長 石井 紀幸

図書館長 北村 晴美

郷土博物館金のすず館長 松本 明子

中央公民館長 山下 理

資産管理部営繕課長 森川 博之

(会議事務局)

教育総務課係長 河名 千愛生

教育総務課副主幹 伊藤 浩之

4. 傍聴人數 0名（非公開案件2件）

5. 付議した事件

議案第22号 市議会の議決を要する事件の議案（令和7年度教育費12月補正予算案追加分）について

6. 報告事項

報告第11号 臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（教育委員会に係る条例案）」について

報告第12号 臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和7年度教育費12月補正予算案）」について

7. その他の

専決処分の報告について

令和8年度教育費当初予算要求について

8. 議事大要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和7年12月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、中島委員にお願いいたします。

また、前回11月定例会の会議録につきましては、豊田委員と私とで、それぞれ確認、署名いたしました。

○廣部教育長

はじめに、本日の会議の開催にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定による会議の公開の可否につきまして、委員の意見を求めるます。

本日、事務局から提案が予定されております議案第22号「市議会の議決を要する事件の議案（令和7年度教育費12月補正予算案追加分）について」及びその他案件の「令和8年度教育費当初予算要求について」は、木更津市教育委員会会議規則第12条第2号の「期日を指定して公表し、又は報道するもの」に該当いたしますので、非公開といいたしたいが、いかがでしょうか。

（委員の意見なし）

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、採決に移ります。議案第22号「市議会の議決を要する事件の議案（令和7年度教育費12月補正予算案追加分）について」及びその他案件の「令和8年度教育費当初予算要求について」を非公開とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○廣部教育長

賛成全員により、当該案件は非公開に決定いたしました。

○廣部教育長

次に、付議する事件でございますが、議案第22号「市議会の議決を要する事件の議案（令和7年度教育費12月補正予算案追加分）について」は、非公開案件となります。

（傍聴人なし）

○廣部教育長

それでは、議案第22号「市議会の議決を要する事件の議案（令和7年度教育費12月補正予算案追加分）について」事務局から説明をお願いします。

<事務局説明・質疑>

○廣部教育長

採決に移ります。議案第22号「市議会の議決を要する事件の議案（令和7年度教育費12月補正予算案追加分）について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○廣部教育長

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。本日、付議いたしました事件の審議は、以上といたします。非公開案件が終了いたしました。

（傍聴人なし）

○廣部教育長

続きまして、報告事項でございます。はじめに、報告第11号臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（教育委員会に係る条例案）」について、事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

報告第11号臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（教育委員会に係る条例案）」について、ご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により、処理を行った案件に関するものでございます。

4ページをご覧ください。12月市議会定例会に提案する教育委員会に係る条例案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年11月19日付けで市長から教育委員会教育長に対し、意見の聴取がございましたが、12月市議会定例会への議案提案の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇(いとま)がございませんでした。そのため、3ページにございますとおり11月21日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

5ページをご覧ください。木更津市朝日庁舎の移転に伴い、教育委員会が所管する木更津市視聴覚ライブラリーを移転するため、「木更津市福祉に関する事務所設置条例等の一部を改正する条例」の第4条で、11月定例教育委員会会議で議決をいただきました議案第21号の木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

10ページの新旧対照表をご覧ください。現在の視聴覚ライブラリーの位置は、木更津市朝日三丁目10番19号でございますが、朝日庁舎の移転に伴い、木更津市朝日三丁目8番1号に変更いたします。

なお、条例の施行日は令和8年1月5日でございます。説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はござりますでしょうか。

<質問、意見なし>

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、次に、報告第12号臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和7年度教育費12月補正予算案）」について、事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

報告第12号臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和7年度教育費12月補正予算案）」について、ご説明申し上げます。

資料11ページをご覧ください。この報告も報告第11号と同様、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。

16ページをご覧ください。12月市議会定例会に提案する教育委員会に係る令和7年度12月補正予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年11月19日付で市長から教育委員会教育長に対し、意見の聴取がございましたが、12月市議会定例会への議案提案の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、13ページにございますとおり、11月21日付で教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、教育委員会に係る12月補正予算案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

14ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては、はじめに、歳入といたしまして、補正前の予算現額が7億8千419万2千円であったところ、3千437万4千円を減額し、補正後の額を7億4千981万8千円にしようとするものでございます。

15ページをご覧ください。歳出といたしましては、表の上から8行目の50款教育費の補正前の予算現額が40億2千423万6千円であったところ、3億998万8千円を減額し、補正後の額を37億1千424万8千円にしようとするものでございます。

それでは、歳入・歳出のうち、人件費を除く補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

17ページから55ページまでが、補正予算及び補正予算に関する説明書の教育委員会に関する部分の抜粋でございます。まず、歳出をご説明させていただき、その中で、関連する歳入をあわせてご説明申し上げます。

20ページをご覧ください。はじめに、50款教育費 10項小学校費 15目学校建設費 説明欄1. 施設建設事業費の(1)金田小学校整備事業費 3億6千225万2千円の減額でございますが、金田小学校の校舎増築工事の入札不調により、工事期間が

令和7年度、8年度の2か年から令和7年度、8年度、9年度の3ヶ年に変更することに伴い、令和7年度の工事費及び監理費を減額しようとするものでございます。

この工事期間の変更により、17ページ及び18ページのとおり継続費と地方債を補正し、歳入につきましても、19ページのとおり、国の負担金、交付金等を減額補正しようとするものでございます。

32ページをご覧ください。5項教育総務費 17目まなび支援センター費 説明欄2. まなび支援センター事業費（1）教育支援教室事業費 217万3千円につきましては、こども未来創造教育振興基金を活用し、あさひ学級にデジタル地球儀と電子黒板を導入しようとするものでございます。

歳入につきましては、30ページの80款繰入金 90項諸収入 90目こども未来創造教育振興基金繰入金 10節こども未来創造教育振興基金繰入金として、同額を増額補正いたします。

32ページにお戻りください。次に、10項小学校費 5目学校管理費 説明欄3. 学校維持管理運営費（1）小学校教育環境整備事業費 602万2千円の減額でございますが、八幡台小学校長寿化工事が令和8年度に実施予定となったため、備品や配線設備等の移設に要する経費を減額しようとするものでございます。

次に、説明欄4. 学校施設改修事業費（1）小学校施設老朽化等改修事業費 350万円につきましては、波岡小学校屋上防水改修工事において、工事中に出る騒音及び振動に配慮するため、防水の仕様を変更することによる増額でございます。

なお、適正な工期を確保するための繰越明許の設定につきましては、24ページのとおりでございます。

32ページにお戻りください。説明欄5. きさらづ特認校児童送迎バス運行委託事業費につきましては、民間企業及び市内の区長会から合計25万円のご寄附をいただきましたので、財源の内訳を補正しようとするものでございます。

歳入につきましては、29ページの75款寄附金 55項寄附金 30目教育費寄附金 10節小学校費寄附金説明欄1. 小学校費寄附金及び説明欄2. 企業版ふるさと納税寄附金として、25万円を増額補正いたします。

26ページをご覧ください。きさらづ特認校児童送迎用バスの運行委託につきましては、令和7年度中に契約事務を進めるため、26ページのとおり、2千990万1千円を限度額として、債務負担行為の設定をしようとするものでございます。

33ページをご覧ください。25項社会教育費 25目少年自然の家費 説明欄1. キャンプ場管理運営費（1）キャンプ場施設改修事業費 2千200万円につきましては、少年自然の家キャンプ場進入路崩落に係る復旧工事の予備設計を実施するための経費でございます。なお、適正な契約期間を確保するための繰越明許の設定につきましては、24ページのとおりでございます。

34ページをご覧ください。30項保健体育費 20目学校給食費 説明欄3. 納食施設費（1）給食センター管理運営費 449万8千円につきましては、物価変動に伴う木更津市学校給食センター維持管理運営包括業務委託料の料金改定分を増額しようとするものでございます。

次に、説明欄4. 納入料金 2千211万5千円につきましては、新米の価格高騰により、(1) 納入料金単独校分単独校分を1千100万円、(2) 納入料金学校給食センター分を1千111万5千円それぞれ増額しようとするものでございます。

なお、この納入料金につきましては、先ほど議案第22号でご説明いたしました臨時交付金を活用した財源更正の補正予算追加分がございます。

次に、説明欄5. 学校給食を活用した有機米提供促進事業費400万円につきましては、有機米の価格高騰に伴う増額分及び有機米の提供予定日数が84日から86日に増えることによる増額をしようとするものでございます。なお、当該事業の財源として、企業版ふるさと納税として10万円のご寄附をいただきましたので、財源の内訳を補正しようとするものでございます。歳入につきましては、29ページの30目 教育費寄附金 30節保健体育費寄附金 説明欄1企業版ふるさと納税寄附金として、10万円を増額補正いたします。

最後でございますが、26ページをご覧ください。今年度末で契約が終了する波岡小学校ほか6校分の学校給食調理業務委託につきまして、令和8年度以降も業務を継続して実施するため、1億6千万円を限度額として、債務負担行為の設定をしようとするものでございます。補正予算の内容につきましては、以上でございます。

なお、補正予算につきましては、12月市議会定例会に提案し、金田小学校の工事に関する予算案はすでに議決されております。また、その他の補正予算案につきましては、総務常任委員会及び教育民生常任委員会におきまして、付託議案としてすでに審査されておりまして、12月18日の本会議最終日に採決が予定されております。私からは、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○中島委員

金田小学校の工事が7年度から9年度までの3か年になったということですが、今後の見通しを伺います。

○森川資産管理部営繕課長

金田小学校の工事につきましては、12月補正で予算を増額し、現在入札の公告をしております。入札の結果で業者が決まり、3月市議会終了後に令和9年7月までの工期で契約の締結を予定しております。なお、校舎は令和9年度の2学期から使用開始の予定でございます。

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、報告事項につきましては、以上といたします。

次に、その他でございますが、はじめに「専決処分の報告について」事務局から説明

をお願いします。

○亀田教育部次長

資料56ページをご覧ください。この専決処分は、地方自治法第180条第1項の規定により、市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて処理した案件でございます。

57ページをご覧ください。専決処分の内容でございますが、木更津市立八幡台公民館において、著作権者である相手方の許諾を得ることなく、また、氏名表示をせずに、相手方が撮影した写真を利用したことから、相手方の著作権及び著作者人格権を侵害したことを認め、22万円を賠償し、和解したところでございます。

なお、この専決処分は、12月4日に市議会へ報告したところでございます。説明は以上でございます。

○山下中央公民館長

私から補足説明をいたします。令和7年7月に相手方が撮影したホタルの写真が市ホームページに掲載されているとの指摘がございました。調査した結果、八幡台公民館ページ内の公民館だよりの記事の中に、相手方の承諾を得ず、当該写真を使用していたことが判明いたしました。その後、市顧問弁護士へ相談し、令和7年11月21日付で和解したものでございます。今後は、公民館職員に対し、著作権について周知徹底を図るとともに研修なども予定し再発防止に努めてまいります。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

<質問、意見なし>

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。

次に、「令和8年度教育費当初正予算要求について」でございますが、非公開案件となります。

(傍聴人なし)

○廣部教育長

それでは、「令和8年度教育費当初正予算要求について」事務局から説明をお願いします。

<事務局説明・質疑>

○廣部教育長

この案件につきましては、終了といたします。非公開案件が終了いたしました。

(傍聴人なし)

○廣部教育長

委員の皆様から総体的にご意見等ございますか。

<委員の意見等なし>

○廣部教育長

他にご意見等ないようすで、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議について、連絡をお願いします。

○事務局

次回、1月定例教育委員会会議につきましては、令和8年1月19日（月）午後1時から市役所新朝日庁舎会議室1－4で開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○廣部教育長

以上をもちまして、令和7年12月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員